

## 第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

第4章では、「基本施策4 施策③教育・保育等の提供体制の確保・充実」(P37)において、「就学前の子どもに対する教育・保育の提供体制の確保」、「教育・保育の質の向上」、「幼稚園教諭・保育士の人材確保」、「地域子ども・子育て支援事業の実施による子育て支援の充実」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、子ども・子育て支援法では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、子ども・子育て支援法に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

### 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

#### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

#### (2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、子ども・子育て支援法第19条に定められた各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とします。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

### (2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

なお、提供体制の確保の内容は、各市町村が施設別に定めた利用定員の合計としています。

### (3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

<島根県全体> ※各市町村区域 (P63~P72) の数値の合計

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		3,418	12,878	10,175	3,337	12,649	10,057	3,131	12,042	10,220	3,026	11,749	10,174	2,974	11,594	10,132	
確保方策	特定 保育 施設・ 認定 こども 園・ 認可 保育 所	認定こども園・幼稚園*1	5,916			5,904			5,931			5,933			5,933		
		認定こども園・認可保育所	111	12,587	10,575	112	12,604	10,631	110	12,547	10,655	109	12,546	10,626	109	12,693	10,839
	地域 型 保 育 事 業	小規模保育	8	41	117	8	30	146	4	34	146	4	34	146	4	34	146
		家庭的保育			20			20			20			20			20
		居宅訪問型保育						0			0						
		事業所内保育施設			17			17			17			17			17
	確 保 方 策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	50			50			50			50		0	50		
		幼稚園+預かり保育*3	565			572			545			544			544		
		企業主導型保育施設*4		23	73		23	73		23	73		23	73		23	73
		認可外保育施設*5		138	157		138	157		138	157		138	157		138	157
接 続 保 育 幼 稚 園		一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		6,650	12,789	10,959	6,646	12,795	11,044	6,640	12,742	11,068	6,640	12,741	11,039	6,640	12,888	11,252	
過不足 (B-A)		3,232	▲ 89	784	3,309	146	987	3,509	700	848	3,614	992	865	3,666	1,294	1,120	

- \*1 新制度へ移行する認可幼稚園
- \*2 新制度へ移行しない認可幼稚園
- \*3 幼稚園において、預かり保育(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合、2号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能
- \*4 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能
- \*5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設
- \*6 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能
- \*7 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0~2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

注2) 1号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号以外のもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)  
 2号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)  
 3号…満3歳未満の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)

<松江市区域>

[単位：人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1,522	3,807	3,044	1,436	3,679	3,071	1,325	3,495	3,112	1,247	3,393	3,151	1,211	3,378	3,187	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	2,708			2,708			2,708			2,708			2,708		
		認定こども園・認可保育所		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222
	地域型保育事業	小規模保育			56			74			74			74			74
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	50			50			50			50			50		
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4		23	64		23	64		23	64		23	64		23	64
		認可外保育施設*5															
接続幼稚園		一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		2,758	3,732	3,342	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360	
過不足 (B-A)		1,236	▲ 75	298	1,322	53	289	1,433	237	248	1,511	339	209	1,547	354	173	

<浜田市区域>

[単位：人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		171	1,003	788	168	996	749	161	962	735	156	937	713	148	893	695	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	280			280			280			280			280		
		認定こども園・認可保育所		1,050	805		1,060	805		1,060	805		1,060	805		1,060	805
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
接続幼稚園		一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		280	1,050	805	280	1,060	805	280	1,060	805	280	1,060	805	280	1,060	805	
過不足 (B-A)		109	47	17	112	64	56	119	98	70	124	123	92	132	167	110	

<出雲市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1,256	3,459	2,713	1,271	3,500	2,717	1,211	3,334	2,823	1,208	3,325	2,822	1,209	3,327	2,823	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	1,905			1,898			1,925			1,926			1,926		
		認定こども園・認可保育所		3,006	2,839		3,027	2,860		3,048	2,881		3,069	2,902		3,202	3,138
	地域型保育事業	小規模保育			19			19			19			19			19
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3	565				572			545			544			544		
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5		125	145		125	145		125	145		125	145		125	145	
接続保育園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		2,470	3,131	3,003	2,470	3,152	3,024	2,470	3,173	3,045	2,470	3,194	3,066	2,470	3,327	3,302	
過不足 (B-A)		1,214	▲ 328	290	1,199	▲ 348	307	1,259	▲ 161	222	1,262	▲ 131	244	1,261	0	479	

<益田市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		135	883	744	134	875	710	131	855	687	123	804	666	118	767	646	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	189			189			189			189			189		
		認定こども園・認可保育所		957	712		957	712		957	712		957	712		957	712
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設			5		5		5		5		5		5		5
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
接続保育園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		189	957	717	189	957	717	189	957	717	189	957	717	189	957	717	
過不足 (B-A)		54	74	▲ 27	55	82	7	58	102	30	66	153	51	71	190	71	

<大田市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		58	637	547	60	640	514	54	591	523	53	567	506	49	534	491
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1	75			85			85			90			90		
	認定こども園・認可保 育所		645	515		640	515		591	494		567	483		551	479
	小規模保育															
	家庭的保育			20			20			20			20			20
	居宅訪問型保育												0			
	事業所内保育施設			12			12			12			12			12
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		75	645	547	85	640	547	85	591	526	90	567	515	90	551	511
過不足 (B-A)		17	8	0	25	0	33	31	0	3	37	0	9	41	17	20

<安来市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		100	722	584	95	688	616	92	660	649	93	672	649	97	704	649
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1	449			449			449			449			449		
	認定こども園・認可保 育所		722	628		688	662		660	690		672	670		704	649
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		449	722	628	449	688	662	449	660	690	449	672	670	449	704	649
過不足 (B-A)		349	0	44	354	0	46	357	0	41	356	0	21	352	0	0

<江津市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		45	437	331	44	432	318	42	414	315	41	400	310	39	381	304
特定 教育 施設・ 地域 型 保 育 事 業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	65	432	328	65	432	328	65	432	328	65	432	328	65	432	328
	小規模保育			12			12			12			12			12
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5			10			10			10			10			10
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		65	432	350	65	432	350	65	432	350	65	432	350	65	432	350
過不足 (B-A)		20	▲ 5	19	21	0	32	23	18	35	24	32	40	26	51	46

<雲南市区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		83	663	503	81	644	466	73	582	476	64	516	482	63	500	478
特定 教育 施設・ 地域 型 保 育 事 業	認定こども園・幼稚園 *1	310			295			295			291			291		
	認定こども園・認可保 育所		695	560		710	580		710	580		704	570		704	570
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4			9			9			9			9			9
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		310	695	569	295	710	589	295	710	589	291	704	579	291	704	579
過不足 (B-A)		227	32	66	214	66	123	222	128	113	227	188	97	228	204	101

<奥出雲町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		10	213	160	10	201	150	10	187	150	10	175	140	10	160	130
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160
過不足 (B-A)		0	12	0	0	24	10	0	38	10	0	50	20	0	65	30

<飯南町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		5	58	42	5	53	37	4	45	39	4	41	35	3	37	32
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	5	85	60	5	85	60	5	85	60	5	85	60	5	85	60
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		5	85	60	5	85	60	5	85	60	5	85	60	5	85	60
過不足 (B-A)		0	27	18	0	32	23	1	40	21	1	44	25	2	48	28

<川本町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		2	76	53	2	70	54	2	66	50	1	65	48	1	65	48
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	2	76	53	2	70	54	2	66	50	1	65	48	1	65	48
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		2	76	53	2	70	54	2	66	50	1	65	48	1	65	48
過不足 (B-A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<美郷町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		1	78	48	1	63	50	1	61	50	1	56	49	1	58	50
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	1	84	51	1	84	51	1	84	51	1	84	51	1	84	51
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		1	84	51	1	84	51	1	84	51	1	84	51	1	84	51
過不足 (B-A)		0	6	3	0	21	1	0	23	1	0	28	2	0	26	1



< 邑南町区域 >

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1	205	155	1	191	150	1	183	150	1	185	150	1	180	150	
特定 保育 施設・ 地域 型 保育 事業 確保 方策	認定こども園・幼稚園 *1																
	認定こども園・認可保 育所	1	245	155	1	250	150	1	250	150	1	250	150	1	250	150	
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設																
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)	1	245	155	1	250	150	1	250	150	1	250	150	1	250	150		
過不足 (B-A)	0	40	0	0	59	0	0	67	0	0	65	0	0	70	0		

< 津和野町区域 >

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		12	112	63	12	96	63	6	87	65	6	76	64	6	79	63	
特定 保育 施設・ 地域 型 保育 事業 確保 方策	認定こども園・幼稚園 *1																
	認定こども園・認可保 育所	4	89	72	4	97	64	2	98	65	2	95	68	2	95	68	
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設		8	30	17	8	19	28	4	23	28	4	23	28	4	23	28
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)	12	119	89	12	116	92	6	121	93	6	118	96	6	118	96		
過不足 (B-A)	0	7	26	0	20	29	0	34	28	0	42	32	0	39	33		

<吉賀町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		1	105	104	2	119	89	2	111	91	2	119	88	2	112	85
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所	1	101	99	2	115	85	2	110	90	2	116	84	2	114	86
	小規模保育		11	13		11	13		11	13		11	13		11	13
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		1	112	112	2	126	98	2	121	103	2	127	97	2	125	99
過不足 (B-A)		0	7	8	0	7	9	0	10	12	0	8	9	0	13	14

<海士町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		0	53	26	0	53	28	0	53	29	0	53	30	0	53	30
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1															
	認定こども園・認可保 育所		40	24		40	26		40	27		40	28		40	28
	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
	幼稚園+預かり保育*3															
	企業主導型保育施設*4															
	認可外保育施設*5		13	2		13	2		13	2		13	2		13	2
接 続 保 育 園	一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		0	53	26	0	53	28	0	53	29	0	53	30	0	53	30
過不足 (B-A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<西ノ島町区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		2	55	34	2	47	38	2	48	38	2	43	38	2	45	38	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	2	55	34	2	47	38	2	48	38	2	43	38	2	45	38
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	接続保育園	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7															
		確保方策合計 (B)	2	55	34	2	47	38	2	48	38	2	43	38	2	45	38
過不足 (B-A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<知夫村区域>

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		0	15	14	0	12	15	0	18	8	0	17	3	0	15	3	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		15	14		12	15		18	8		17	3		15	3
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	接続保育園	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7															
		確保方策合計 (B)	0	15	14	0	12	15	0	18	8	0	17	3	0	15	3
過不足 (B-A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

< 隠岐の島町区域 >

[単位:人]

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		14	297	222	13	290	222	14	290	230	14	305	230	14	306	230	
確保方策	特定教育施設・ 認定こども園・幼稚園 *1																
	認定こども園・認可保育所	20	356	244	20	356	244	20	356	244	20	356	244	20	356	244	
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)		20	356	244	20	356	244	20	356	244	20	356	244	20	356	244	
過不足 (B-A)		6	59	22	7	66	22	6	66	14	6	51	14	6	50	14	



### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 趣旨

地域子ども・子育て支援事業については、事業種類ごとに各年度における量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

#### (2) 基本的な考え方

本計画における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

#### (3) 区域毎の提供体制の確保内容・実施時期

事業種類ごとの提供体制の確保内容及び実施時期（県全域）は以下のとおりです。

##### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

[単位:箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	25	25	25	25	25
確保の見込み(B)	24	25	25	25	25
過不足(B-A)	▲ 1	0	0	0	0

##### ②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業

[単位:人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	9,904	9,743	9,579	9,413	9,254
確保の見込み(B)	10,155	9,996	9,833	9,663	9,491
過不足(B-A)	251	253	254	250	237

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[単位:人、箇所]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) <sup>(注)</sup>		9,732	9,823	9,876	9,810	9,732
確保の見込み	確保人数(B)	10,061	10,237	10,391	10,494	10,574
	クラブ数	242	245	247	249	251
過不足(B-A)		329	414	515	684	842

(注) 量の見込み(A)には、潜在的なニーズは含まれていない。

### ④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		356	352	348	341	337
確保の見込み(B)		356	352	348	341	337
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		4,850	4,790	4,748	4,715	4,668
確保の見込み(B)		※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

### ⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		548	544	541	539	534
確保の見込み(B)		※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

### ⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

[単位:人日(上段)、箇所(下段)]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	239,712	231,749	225,757	219,959	215,153
確保の見込み(B)	56	56	56	56	56

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所(ファミリー・サポート・センター事業による預け先など)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした事業(幼稚園型)

[単位:人日]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	175,068	174,499	173,776	171,858	171,301
1号利用	-	-	-	-	-
2号利用	-	-	-	-	-
確保の見込み(B)	200,406	200,297	199,862	199,613	199,517
過不足(B-A)	25,338	25,798	26,086	27,755	28,216

(2) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:病児・緊急対応型及び就学後を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[単位:人日]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	52,543	52,256	51,864	51,506	51,148
確保の見込み(B)	52,646	52,359	52,087	51,729	51,371
一時預かり事業	46,425	46,161	45,793	45,462	45,119
子育て援助活動	6,171	6,148	6,244	6,217	6,202
子育て短期支援	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	103	103	223	223	223

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

[単位：人日]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	14,056	14,103	13,919	13,760	13,624
確保の見込み(B)	15,228	15,279	15,627	15,482	15,344
病児保育事業	15,188	15,234	15,582	15,437	15,299
子育て援助活動	40	45	45	45	45
過不足(B-A)	1,172	1,176	1,708	1,722	1,720

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う事を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[単位：人日]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	6,867	6,846	6,832	6,805	6,789
確保の見込み(B)	7,035	7,010	7,048	7,018	7,006
過不足(B-A)	168	164	216	213	217

⑪妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

[単位：人、回]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	対象者	5,013	4,952	4,909	4,849	4,801
	健診回数	63,691	62,902	62,334	61,556	60,921
確保の見込み	※市町村ごとに実施場所、実施体制等を設定					





## 4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、移行を希望する施設を支援していくこととします。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

### (2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域等においても、既存の幼稚園、保育所等、認定こども園へ移行を希望する全ての施設が移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えることとします。

既存の幼稚園、保育所等が認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

<計画に定める数>

区域名	1号	2号	3号	区域名	1号	2号	3号
松江市	1,700	400	300	川本町	30	0	0
浜田市	200	200	150	美郷町	30	0	0
出雲市	1,350	50	500	邑南町	30	0	0
益田市	150	200	100	津和野町	30	0	0
大田市	150	100	100	吉賀町	30	0	0
安来市	450	50	50	海士町	30	0	0
江津市	50	100	50	西ノ島町	30	0	0
雲南市	300	250	150	知夫村	30	0	0
奥出雲町	30	0	0	隠岐の島町	30	0	0
飯南町	30	0	0				

### (3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果等を参考として、目標設置数とします。

< 区域別の目標設置数 >

[単位：箇所]

区域名	令和元年度末 施設数	目標設置数（移行希望数）			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 以降
松江市	15		7		2
浜田市	4	1		1	2
出雲市	3	1		2	1
益田市	6		1		5
大田市	1	1	2		3
安来市	14	1	2		
江津市	4				
雲南市	10				4
奥出雲町	0				
飯南町	0				
川本町	0				
美郷町	0				
邑南町	0				
津和野町	0				
吉賀町	0				
海士町	0				
西ノ島町	0				
知夫村	0				
隠岐の島町	1				
県合計	58	4	12	3	17

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

#### （４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催するなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

## 6 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

### (2) 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を確保することが必要です。

確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

#### ①教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数

(算定方法)

ア H29 社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士数を算出

イ H29 社会福祉施設等調査の保育士数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	233	229	222	218	216
幼稚園教諭	283	276	259	251	246
保育士	4,134	4,072	3,993	3,993	3,897

※幼稚園教諭については、国が示した「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について（改訂版）」に基づき算出

## ②保育の現状

平成30年度に県が実施した「保育士就業支援に向けた実態調査」の結果では、平成25年度調査と比較し、保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。また、年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。特に、石見・隠岐地区における保育士不足は深刻な状況です。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件や賃金等の処遇の改善や労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

## ③人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・ 行政、保育士養成校、保育団体、ハローワーク、県社協等の関係機関で構成する「しまね保育士確保・定着推進会議」を開催し、引き続き課題の共有や取組の検討を行います。
- ・ 新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の養成校でのガイダンスや就職相談会実施に対する支援等を行います。また、県外保育士養成校に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行うほか、保育所体験バスツアーの開催等を行います。
- ・ 離職防止のための労務環境改善の取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・ 必要人数の増加が見込まれる保育士及び保育教諭については、保育従事者や幼稚園教諭の保育士資格取得や、認定こども園に勤務する保育教諭の幼稚園教諭免許更新講習の支援等を行います。

### <主な取組>

	事業名	事業内容
1	保育士修学資金貸付事業	指定保育士養成施設に在学する保育士を目指す学生に対し、修学に必要な費用の貸付を行います。
2	保育補助者雇上費貸付	保育士の負担軽減のために保育補助者を雇用する際の雇上費について貸付を行います。
3	未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付	未就学児を持つ保育士の方が保育所等に勤務する際に、その子どもの保育料の貸付を行います。
4	就職準備金貸付	保育所を離職した潜在保育士の方が再就職をする場合の就職準備金について貸付を行います。
5	未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	未就学児を持つ保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリー・サポート・センター等の子どもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。

	事業名	事業内容
6	保育士確保のための県内進学・就職促進事業	石見、隠岐地域等の出身者に対し、保育士養成施設を卒業後、当該地域の保育施設で一定期間勤務することを条件に進学後に必要となる家賃等を貸与することにより、当該地域の保育施設への就職を促進します。
7	新卒保育士確保支援事業	保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取組を実施します。 ① 県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田） ② 県外ガイダンスの実施（主に中国地区） ③ 離島及び県西部等の保育所における人材確保の取組支援（隠岐及び県西部等の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成）
8	保育士資格取得支援事業	幼保連携型認定こども園や保育所等における保育士等の確保のため、対象者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助等を行います。 (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 (4) 保育所等保育士資格取得支援事業 ① 保育所等保育士資格取得支援事業 ② 保育士試験による保育士資格取得支援事業 (5) 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許状更新講習受講支援事業
9	保育士・保育所支援センター設置・運営等事業	東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行います。  ※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援、しまね保育人材バンクの運営などの事業を実施
10	しまね保育実習等旅費支援事業	県外の保育士を目指す学生の方が、県内の保育所で保育実習や就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。
11	保育士等の働き方改革セミナー	保育士等の離職率防止・定着のため、設置法人理事長・施設長等向けの保育士等職員の働き方改革に関する研修を実施します。
12	保育士等の人材確保支援事業	保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、人材確保の支援を行います。

### (3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組みます。

#### <幼稚園教諭・保育士等の資質向上のための主な取組>

	幼稚園教諭 【幼稚園】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	保育士 【保育所等】
初任	<b>新規採用幼稚園教諭研修</b> 法令に基づく現職研修の一環（実践的指導力の向上）	<b>新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修</b> 法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）	<b>保育士等キャリアアップ研修【保育実践】</b> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能
	<b>中堅教諭等資質向上研修</b> 法令に基づく現職研修の一環（専門性・指導力向上、中堅教員資質の向上）	<b>中堅保育教諭等資質向上研修</b> 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）	<b>保育士等キャリアアップ研修【各分野】</b> ※テーマ研修を参照
テーマ研修	<b>幼児教育推進研修</b>		
	幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。		
	<b>幼小連携・接続研修</b>		
	幼小連携・接続の必要性についての理解を深め、幼小連携・接続を推進するリーダーとしての実践的指導力を高める。		
	<b>保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修</b>		
	保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。		
	<b>就学前人権・同和教育講座</b>		
幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人一人を大切にしたい幼児教育・保育の実践力向上につなげる。			
	<b>開発的教育相談・積極的生徒指導実践講座</b>		
	教育相談・生徒指導について理論と体験的研修を通じて学び、日々の教育活動における実践力を身に付ける。		

	幼稚園教諭 【幼稚園】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	保育士 【保育所等】
テーマ研修（続き）	<b>乳児保育</b>		
	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	<b>幼児教育</b>		
	幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	<b>障がい児保育</b>		
	障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	<b>食育・アレルギー対応</b>		
	食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	<b>保健衛生・安全対策</b>		
	保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
<b>保護者支援・子育て支援</b>			
保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。			
<b>保育士等キャリアアップ研修</b>			
主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。			
<b>島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会</b>			
私立幼稚園の資質向上を図る。			

## 7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員等の質の向上を支援していきます。
- 利用者支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。
- 質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施にあたって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組めます。